

狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行規則

平成30年 3月30日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(従業者の配置の基準)

第3条 条例第5条に規定する規則で定める基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人以上とする。

(電磁的方法による手続)

第4条 条例第7条第4項に規定する規則で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて条例第7条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法をいう。

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（条例第7条第4項に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は同条第6項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）をいう。

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録することができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法をいう。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。